環境通信

問い合わせ先
環境衛生課(合志庁舎)　☎248－1202

Environment

悪臭規制地域の見直しがありました

悪臭に係る生活環境を保全することを目的として、県は5月1日から悪臭防止法に基づく規制を見直し、未規制地域をなくして県内全域を規制地域としました。本市においては、農用地区域を臭気強度3(楽に感知できるにおい)のB地域、これ以外は臭気強度2.5(何のにおいであるかがわかる弱いにおい～楽に感知できるにおい)のA地域に適用されました。

【規制基準一覧表】

各悪臭物質の規制基準(単位ppm)

規制地域＼悪臭物質	臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド
A基準適用地域	2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05
B基準適用地域	3	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1

規制地域＼悪臭物質	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレルアルデヒド	イソバレルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン
A基準適用地域	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1
B基準適用地域	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7	3

規制地域＼悪臭物質	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
A基準適用地域	10	0.4	1	0.03	0.006	0.0009	0.001
B基準適用地域	30	0.8	2	0.07	0.006	0.002	0.004

※ノルマル酪酸については、A、B基準適用地域ともに臭気強度3.5(楽に感知出来る臭い～強い臭い)に相当する規制基準0.006ppmを適用。

間違いゴミに注意！

収集日でない日に出したごみ、分別がされてないごみ、産業廃棄物などは回収されません。そういったごみにはステッカーが貼られ、ごみステーションに残されたままになります。自分で出したごみが回収されたかを確認するようにしましょう。

※一度ステッカーが貼られたごみ袋は再度使用できません。

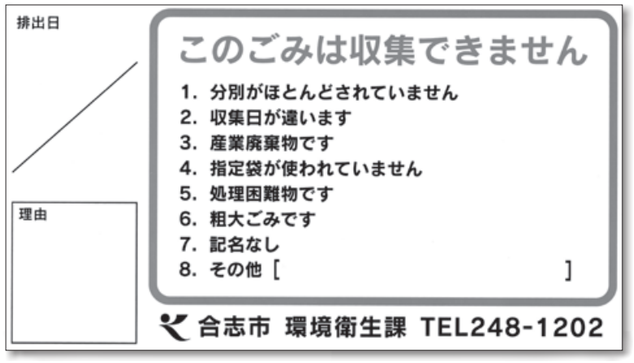

もっと知りたい裁判員制度 Q&A

Q 法律の知識がなくても大丈夫ですか？

A 大丈夫です。日常生活で行なっている判断をしてください。

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行なう評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを判断します。例えば目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、皆さんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

Q 評議では、必ず意見を言わなければいけませんか？

A ご自身が気づいたことを発言してください。

法律上、裁判員は、事件について裁判官と一緒に議論（評議）する際に意見を述べなければならないとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意見を述べることが不可欠だからです。もっとも、評議においては、すべての問題点について一度にまとまった意見を述べなければならないわけではなく、自由に自分の気付いたところから意見を述べていただいて議論に参加していただければよいのです。もちろん、意見を変えることも自由です。裁判長も、必要な法令に関する説明を丁寧に行ない、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言する機会を十分に確保するなどして、裁判員が自分の意見を十分に言えるように配慮します。

裁判員制度に関するお問い合わせは……　熊本地方裁判所　☎325－2121